

○ 招 集 告 示

蓮白衛組告示第16号

平成25年第2回蓮田白岡衛生組合議会定例会（6月）を次のとおり招集する。

平成25年6月19日

蓮田白岡衛生組合  
管理者 中 野 和 信

1 期 日 平成25年6月26日（水）午前9時

2 場 所 蓮田白岡衛生組合大会議室

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

平成25年第2回定例会 会期 6月26日 1日間

応招議員（11名）

|     |   |   |   |   |    |     |    |   |   |   |    |    |    |
|-----|---|---|---|---|----|-----|----|---|---|---|----|----|----|
| 1番  | 山 | 口 | 博 | 史 | 議員 | 2番  | 石  | 原 | 富 | 子 | 議員 |    |    |
| 3番  | 森 |   | 伊 | 久 | 磨  | 議員  | 4番 | 黒 | 須 | 大 | 一  | 郎  | 議員 |
| 5番  | 中 | 野 | 政 | 廣 | 議員 | 6番  | 本  | 橋 |   | 稔 | 議員 |    |    |
| 7番  | 菱 | 沼 | あ | ゆ | 美  | 議員  | 8番 | 成 | 田 | 能 | 祥  | 議員 |    |
| 10番 | 大 | 倉 | 秀 | 夫 | 議員 | 11番 | 栗  | 原 |   | 勇 | 議員 |    |    |
| 12番 | 鬼 | 久 | 保 | 二 | 郎  | 議員  |    |   |   |   |    |    |    |

不応招議員（1名）

9番 遠 藤 誠 議員

平成25年第2回(6月)蓮田白岡衛生組合議会(定例会)会議録

平成25年6月26日(水曜日)

議事日程(第1号)

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 仮議席の指定
- 4 諸報告
- 5 議長の選挙
- 6 議席の指定
- 7 会議録署名議員の指名
- 8 会期の決定
- 9 副議長の選挙
- 10 管理者提出議案の報告並びに上程
- 11 議案第6号～議案第11号の一括上程
- 12 管理者提出議案の総括説明並びに行政報告
- 13 議案第6号の内容説明
- 14 議案第6号に対する質疑
- 15 討 論
- 16 採 決
- 17 議案第7号の内容説明
- 18 議案第7号に対する質疑
- 19 討 論
- 20 採 決
- 21 議案第8号の内容説明
- 22 議案第8号に対する質疑
- 23 討 論
- 24 採 決
- 25 議案第9号の内容説明
- 26 議案第9号に対する質疑
- 27 討 論
- 28 採 決

- 29 議案第10号の内容説明
- 30 議案第10号に対する質疑
- 31 討 論
- 32 採 決
- 33 議案第11号の内容説明
- 34 議案第11号に対する質疑
- 35 討 論
- 36 採 決
- 37 副管理者のあいさつ
- 38 閉 会

午前9時開会

出席議員（11名）

|     |       |    |     |       |    |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番  | 山口博史  | 議員 | 2番  | 石原富子  | 議員 |
| 3番  | 森伊久磨  | 議員 | 4番  | 黒須大一郎 | 議員 |
| 5番  | 中野政廣  | 議員 | 6番  | 本橋稔   | 議員 |
| 7番  | 菱沼あゆ美 | 議員 | 8番  | 成田能祥  | 議員 |
| 10番 | 大倉秀夫  | 議員 | 11番 | 栗原勇   | 議員 |
| 12番 | 鬼久保二郎 | 議員 |     |       |    |

欠席議員（1名）

9番 遠藤誠 議員

議長より出席要求者

|      |             |      |             |
|------|-------------|------|-------------|
| 小熊康由 | 蓮田市<br>環境課長 | 斉藤俊治 | 白岡市<br>環境課長 |
|------|-------------|------|-------------|

説明のための出席者

|      |               |      |             |
|------|---------------|------|-------------|
| 中野和信 | 管理者           | 小島卓  | 副管理者        |
| 細井良江 | 会計<br>管理者     | 千代康弘 | 事務局長        |
| 黒崎晃  | 庶務課長          | 斉藤晃  | 廃棄物<br>対策課長 |
| 山崎喜紀 | リサイクル<br>推進課長 | 小林秀之 | 施設課長        |

事務局職員出席者

|         |         |
|---------|---------|
| 書記 新井僚二 | 書記 関口義明 |
| 書記 藤井勇年 | 書記 高橋利男 |
| 書記 中太裕司 | 書記 塚越忍  |

○千代康弘事務局長 それでは、皆さんおはようございます。まず、本会議に先立ちまして、事務局から申し上げます。

本日は、組合議会の議員が選出されまして最初の議会でもありますので、初めに出席者の自己紹介をさせていただきます。それでは、管理者から順次時計回りでお願いいたします。

○中野和信管理者 皆さん、おはようございます。蓮田白岡衛生組合管理者を仰せつかっております蓮田市長の中野和信でございます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○小島 卓副管理者 おはようございます。副管理者を仰せつかっております白岡市長の小島卓です。よろしく申し上げます。

○細井良江会計管理者 おはようございます。会計管理者のほうを4月1日に拝命いたしました細井良江でございます。よろしくようお願いいたします。

○小熊康由蓮田市みどり環境課長 おはようございます。蓮田市みどり環境課、小熊と申します。4月1日にみどり環境課長として拝命いたしました。よろしくようお願いいたします。

○斉藤俊治白岡市環境課長 おはようございます。白岡市の環境課長を仰せつかっております斉藤でございます。よろしくようお願い申し上げます。

○石原富子議員 おはようございます。白岡市議会議員の石原富子でございます。よろしくようお願いいたします。

○大倉秀夫議員 おはようございます。白岡市の議員の大倉です。よろしくようお願いいたします。

○鬼久保二郎議員 おはようございます。初めまして。白岡市の市議会議員を仰せつかっております鬼久保と申します。よろしく申し上げます。

○栗原 勇議員 おはようございます。蓮田市の市議会議員の栗原です。よろしく申し上げます。

○黒須大一郎議員 おはようございます。白岡市議会議員の黒須大一郎です。よろしくようお願いいたします。

○中野政廣議員 おはようございます。蓮田市議会議員の中野政廣と申します。よろしく申し上げます。

○成田能祥議員 おはようございます。蓮田の市議会議員、成田でございます。よろしくようお願いいたします。

○菱沼あゆ美議員 おはようございます。白岡市議会議員の菱沼あゆ美と申します。ふなれでありますけれども、一生懸命務めてまいりますので、よろしくようお願いいたします。

○本橋 稔議員 おはようございます。蓮田市議会議員の本橋と申します。よろしく申し上げます。

○森 伊久磨議員 おはようございます。蓮田市議会議員の森伊久磨でございます。よろしくようお願いいたします。

○山口博史議員 おはようございます。蓮田市議会議員の山口と申します。2回目でございますので、右も左もわかりませんので、よろしくようお願い申し上げます。

○小林秀之施設課長 おはようございます。当組合の施設課の課長を4月1日から担っております小林と申します。よろしくお願いいたします。

○山崎喜紀リサイクル推進課長 おはようございます。リサイクル推進課の山崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○斉藤 晃廃棄物対策課長 皆さん、おはようございます。この4月より廃棄物対策課長を仰せつかりました斉藤です。よろしくお願いいたします。

○黒崎 晃庶務課長 おはようございます。この4月より庶務課長を仰せつかりました黒崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○千代康弘事務局長 改めまして、おはようございます。この4月より事務局長を仰せつかっております千代康弘と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、お手元に議員方々の名簿、職員組織図、衛生組合の全体配置図並びに当組合の一般廃棄物処理基本計画及び事業概要のほか参考資料として配付させていただいておりますので、ご確認くださいだければと思います。

続きまして、本日は最初の議会となりますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員の中、白岡市の大倉議員さんが年長議員でございますので、ご紹介申し上げます。

それでは、大倉議員さん、議長席へお願いいたします。

〔臨時議長、議長席に着く〕

○大倉秀夫臨時議長 おはようございます。今事務局長のほうから言われたのですが、私年長ということは聞いていたのですけれども、この間ちょこっと来たときに年長ですよと言われてまして、初めて感じたのですよ。年長というのは、初めて自分も年長になったのに気づきまして、まだ20歳か、二十五、六か、30ぐらいだと思っていたのですが、とんでもない。もう年長になってしまったのですね。そういうことで、きょうは皆さんにお世話になるということで臨時議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。それでは、座らせていただきます。よろしくどうぞ。

改めまして、ただいま紹介を受けました大倉秀夫でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。何とぞよろしくご協力のほどお願いいたします。

本日、遠藤誠議員より欠席届が提出されておりますので、ご報告させていただきます。



◎開会の宣告

(午前9時07分)

○大倉秀夫臨時議長 ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年第2回蓮田白岡衛生組合議会定例会を開会いたします。

---

◇

◎開議の宣告

○大倉秀夫臨時議長 直ちに本日の会議を開きます。

---

◇

◎仮議席の指定

○大倉秀夫臨時議長 日程第1、仮議席の指定についてお諮りいたします。

この際、議事の進行上、仮議席は今着席の議席を指定することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大倉秀夫臨時議長 ご異議なしと認めます。

それでは、現在の席を仮議席として指定いたします。

---

◇

◎諸報告

○大倉秀夫臨時議長 日程第2、諸報告をいたします。

閉会中に蓮田市、白岡市の両市の選出議員より辞職願が提出され、許可されたことを報告申し上げます。

次に、本定例会に説明員として出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておりますから、ご了承願いたいと思います。

次に、事務局より本議会中の写真撮影をしたい旨、申し出がありましたので、これを許可いたします。

---

◇

◎議長の選挙

○大倉秀夫臨時議長 日程第3、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。ただいまから本会議を閉じて全員協議会を開催し、協議会の中で十分審議をいただきたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大倉秀夫臨時議長 ご異議なしと認めます。  
暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時08分

再開 午前 9時21分

○大倉秀夫臨時議長 現在員11名であります。  
休憩前に引き続き会議を開きます。

選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大倉秀夫臨時議長 ご異議なしと認めます。  
よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することに、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大倉秀夫臨時議長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。  
議長に黒須大一郎議員を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました黒須大一郎議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大倉秀夫臨時議長 ご異議なしと認めます。  
よって、ただいま指名いたしました黒須大一郎議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました黒須大一郎議員に会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

ただいま議長に就任されました黒須大一郎議員に就任のご挨拶をお願いします。

○4番 黒須大一郎議員 皆さん、おはようございます。

浅学非才な私でございますが、皆様とお力を合わせて組合発展のために尽力したいと思います。  
よろしく願いいたします。

○大倉秀夫臨時議長 それでは、これで臨時議長の職務を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

議長交代のため、暫時休憩いたします。

〔臨時議長、議長と交代〕

休憩 午前 9時24分

再開 午前 9時27分

○黒須大一郎議長 現在員11名でございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議席の指定

○黒須大一郎議長 日程第4、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第5条第1項の規定により、議長において指定します。

議員諸氏の氏名とその議席の番号を事務局に朗読させます。

○千代康弘事務局長 それでは、議席番号を申し上げます。

議席番号1番、山口博史議員、同じく2番、石原富子議員、同じく3番、森伊久磨議員、同じく4番、黒須大一郎議員、同じく5番、中野政廣議員、同じく6番、本橋稔議員、同じく7番、菱沼あゆ美議員、同じく8番、成田能祥議員、同じく9番、遠藤誠議員、同じく10番、大倉秀夫議員、同じく11番、栗原勇議員、同じく12番、鬼久保二郎議員。

以上でございます。

○黒須大一郎議長 ただいま朗読したとおり議席を指定します。



◎会議録署名議員の指名

○黒須大一郎議長 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において

1番 山 口 博 史 議 員

2番 石 原 富 子 議 員

を指名します。



◎会期の決定

○黒須大一郎議長 日程第6、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日6月26日の1日としたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 ご異議なしと認め、さよう決定しました。



◎副議長の選挙

○黒須大一郎議長 日程第7、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 ご異議なしと認め、さよう決定しました。

副議長に山口博史議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました議員を副議長の当選人と定めることにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました山口博史議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました山口博史議員に会議規則第33条第2項の規定により告知します。

ただいま副議長に当選されました山口博史議員の就任のご挨拶をお願いします。

○1番 山口博史議員 皆さん、改めましておはようございます。

先ほど黒須議長のほうからのご挨拶でありましたが、蓮田白岡衛生組合の今後ますますの活躍の原動力となればよろしいかと思っておりますので、黒須議長ともどもよろしくご指導のほどお願いしたいと思います。

以上で挨拶と代えさせていただきます。よろしくどうぞお願いします。



◎管理者提出議案の報告並びに上程

○黒須大一郎議長 日程第8、管理者提出議案の報告並びに上程を行います。

事務局に朗読させます。

千代事務局長。

〔事務局長朗読〕

○黒須大一郎議長 ただいま報告しました議案は、あらかじめお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。



◎議案第6号～議案第11号の一括上程

○黒須大一郎議長 議案第6号ないし議案第11号を本定例会に上程します。



◎管理者提出議案の総括説明並びに行政報告

○黒須大一郎議長 日程第9、管理者提出議案の総括説明並びに行政報告を求めます。

中野管理者。

○中野和信管理者 皆さん、おはようございます。黒須大一郎議長さんのお許しをいただきましたので、提出議案につきましてご説明を申し上げます。

本日は、平成25年第2回蓮田白岡衛生組合議会定例会が開催されますこと、まずもって厚く御礼を申し上げる次第であります。議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご参集を賜り、誠にありがとうございます。日ごろ両市をはじめ組合進展のために、皆様には多大なるご尽力を賜っておりますことに対しまして、重ねて御礼を申し上げる次第であります。

また、このたびは蓮田市並びに白岡市選出の当組合議員の皆様の交代がございました。黒須大一郎議長さん、また山口博史副議長さんをはじめ各議員の皆様方、同組合執行部また職員に対しましてご指導方、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、提出議案につきまして総括説明をさせていただきます。ご審議を賜ります案件は、人事案件が1件、条例改正が4件、予算関係1件でございます。

初めに、議案第6号 蓮田白岡衛生組合監査委員の選任につきましてご説明を申し上げます。本議案は、蓮田白岡衛生組合監査委員、興淳明氏の辞職に伴い、後任として遠藤誠氏を同委員に選任することについてご同意を得たいので、地方自治法第196条第1項の規定により、提案するものでございます。

続きまして、議案第7号 蓮田白岡衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。本議案は、病気休暇制度等の見直しに伴い、病気休暇の取り扱い並びに骨髄移植等に係る特別休暇の取り扱いについて、所要の改正をしたいので、提案するものであります。

続きまして、議案第8号 蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。本議案は、病気休暇制度の見直しに伴い、病気休暇に係る給与の減額並びに労働基準法の趣旨に鑑み、勤務1時間当たりの給与額の算出について改正をしたいので、提案するものであります。

次に、議案第9号 蓮田白岡衛生組合職員の給与の臨時特例に関する条例につきましてご説明申し上げます。本議案は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律等の趣旨に鑑み、職員の給与を9カ月間減額したいので、提案するものであります。

次に、議案第10号 管理職等の報酬の臨時特例に関する条例につきましてご説明申し上げます。管理者及び副管理者の報酬を職員の給与減額に合わせ9カ月間減額したいので、提案するものであります。

次に、議案第11号 平成25年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,485万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,070万2,000円とするものであります。

主な内容につきましては、債務負担行為の追加1件のお願いと、3月13日に発生しました粗大ごみ処理施設の爆発事故による復旧に係る費用をお願いするものでございます。

以上、提出議案の総括説明をさせていただきました。慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提出議案の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、5件の行政報告をさせていただきます。お手元に行政報告の概要版をご配付申し上げます。まず初めに、蓮田白岡衛生組合一般廃棄物処理基本計画の進捗状況についてご説明申し上げます。本計画は、蓮田市、白岡市及び蓮田白岡衛生組合の一般廃棄物行政分野における計画事項を具体化する施策方針を示す最上位の計画に位置づけられており、平成22年度を初年度、平成31年度を目標年次とする計画で、「環境への負荷が少ない循環型社会の形成」を基本目標に定め、住民、事業者、行政が共通の認識のもと、それぞれの立場において資源の効率利用やリサイクルを推進することで実現を目指すものです。

このたび本計画の基本目標の達成に向けて、各種取り組みの進捗状況を把握するため、3つの進

行管理指標、減量化目標、資源化目標、埋め立て処分量の削減目標の進捗状況について点検・評価を行い、目標の達成状況を別紙のとおり取りまとめました。

減量化数値目標の達成度については、基準年度の平成20年度と対比して5.8%の削減がなされており、これは計画目標値である平成31年度までに6%削減するという数値目標をほぼ達成する状況となっております。

資源化数値目標の達成度については、本計画での平成24年度の予測値を30.3%としておりましたが、実績値は26%と、予測値を下回る結果となりました。これにつきましては、集団回収や集積所で回収される古紙・布類の資源回収量が予測より約24%、数量にして1,380トン減となったことによるものです。

埋め立て処分量の削減目標の達成度につきましては、13.4%と削減できたものの、予測値に届きませんでした。また、本計画の目標を達成するための施策の取り組み状況につきましては、別紙、目標が達成できているものを二重丸、目標達成へ向け取り組んでいるものを丸、計画段階のものを三角として、段階に分けたものを掲載させていただいております。今後におきましても、今回の評価結果を踏まえて適宜施策の見直しを行い、引き続き環境への負荷が少ない循環型社会への形成に向けて取り組んでいきたいと思っております。

次に、粗大ごみ処理施設爆発事故に係る対応についてご報告いたします。平成25年3月13日に発生した粗大ごみ処理施設の爆発事故に係る事故の概要につきましては、前回の議会で報告させていただきましたが、その後の状況につきましてご報告させていただきます。

原因の究明に関しましては、蓮田市消防本部と岩槻警察署の調査では、粉じん爆発ではないかとの見解を受けましたが、その後組合において独自に調査、検討を行った結果、爆発原因の特定には至らないものの、破砕機内部に発生した粉じんによる爆発またはスプレー缶やクレゾール缶等の可燃性ガスによる爆発、またはその両方が複合的に起こった可能性が考えられるとの結論に至りました。このたびの機器補修工事に係る費用につきましては約1億9,500万円分の被害額を財団法人全国自治協会を通じて加入している建物災害共済の共済金として補填請求し、これにあわせて機器の補修工事の契約に向け事務処理を進めているところであります。なお、現時点での補修工事に要する期間は6カ月程度と見込んでおります。

また、住民の方々から排出される粗大ごみや金属類の処理につきましては、現在機械にかけての破砕、選別処理ができないため、手作業による解体、選別を行い、破砕が必要なものは一時的に保管して対応するなどして、処理収集に支障が出ないように進めております。当組合といたしましては、早期の施設復旧を目指していくとともに、今後このような事故が発生しないよう、危険物混入防止の徹底並びに作業従事者への爆発に関する知識強化、リスク管理、安全教育などを行っていきたいと考えております。

次に、蓮田白岡衛生組合リサイクルプラザ併設型ストックヤードの開設についてご報告いたしま

す。この施設は、平成22年3月に当組合が策定した一般廃棄物処理基本計画の基本目標として掲げた環境への不可がない循環型社会の形成を目指して、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を推進することを目的として開設いたしました。整備に当たっては、蓮田白岡衛生組合廃棄物減量等推進審議会に施設規模並びに必要な機能について審議いただき、その意見を反映したものとなっております。建設においては、国からの循環型社会形成推進交付金の助成を受け、平成23年度から24年度の2カ年事業で設計及び建設を行い、本年4月5日に開設いたしました。施設の名称をリサイクルプラザとし、愛称につきましては公募作品から同審議会でも慎重に検討した結果、エコプラザと決定いたしました。

エコプラザの特徴といたしましては、ガラスごみを利用した床、焼却灰を利用した路盤材、剪定枝を燃料としたまきストーブ、さらには屋根散水による冷却システムなど多くの工夫が盛り込まれた構造となっております。また、2階には研修室及び会議室が完備され、環境やエコ活動に関係した講習会の開催や地域の方々の集会の場として利用していただくことで、地域のコミュニティーづくりにも役立てられるものとなっております。また、屋内外に建設したストックヤードについては、リサイクルの取り組みを推進するために資源物等の保管場所として利用するほか、災害時における災害廃棄物の保管場所としても利用できる設備となっております。今後は、さまざまな事業を通して、ごみの減量化、資源化の推進はもとより、リサイクルやエコ活動の啓発の新たな拠点としての運営に努めてまいります。

次に、エコプラザまつりの開催及びリサイクル品展示販売会についてご報告いたします。去る6月9日日曜日にエコプラザまつりを実施いたしました。この事業は、エコプラザ開館に伴い、昨年まで年2回実施しておりましたリサイクル品展示販売会にかわるイベントとして、循環型社会の構築に向けての啓発事業の一環として開催したものです。

開催内容といたしましては、以前から好評となっている肥料の販売、牛乳パックとトイレトーパーとの交換、ペットボトルキャップと肥料とを交換するイベントに加え、新たに子供服やおもちゃの交換会といった再使用、リユースの推進を図るほか、ペットボトルを利用したリサイクル体験会なども実施し、大変好評を博しました。また、地域の団体との協働による地域活性化を図る目的で、蓮田市、白岡市の商工会による出張販売や白岡市社会福祉協議会によるリサイクル石けんなどの販売も実施いたしました。来場者数は412人と、第1回のエコプラザまつりとしては大盛況に終わることができました。

なお、昨年まで年2回のイベントとして開催しておりましたリサイクル品展示販売会につきましては、エコプラザの開館に合わせて常時展示とし、これまで以上のリサイクルやエコ活動の啓発に努めているところであります。この常時展示における家具類の販売方法等については、ホームページや環境センターだより、両市の広報紙を通じて住民の方々に周知しているところであります。今後においても、このエコプラザを住民啓発施設として活用していくとともに、情報発信の場として市

民のリサイクルやエコ活動の推進に努め、さらにはごみの意識啓発や地域協働を推進してまいりたいと考えております。

次に、ふれあい収集及び学校収集の状況についてご報告いたします。ふれあい収集は、高齢や障害などによって、家庭ごみを自ら集積所まで持ち出すことができない方で、身近な人の協力も得られない方に対して、戸別収集することによってごみ出し支援を行い、あわせてごみの排出状況による生活維持の確認や収集時の声かけによる安否確認を行う事業であります。平成24年10月1日から本事業を開始しておりますが、登録者数並びに利用者数は本年5月末現在で蓮田市が21件、白岡市が13件、合計34件となっております。ふれあい収集の利用者からは、「ごみを出すのが楽になって非常に助かっています」との声や、利用者の家族からは「安否確認があるので、助かります」との声もいただいているところであり、先日の事例では、収集に訪問した職員が通常とは異なる雰囲気を感じ、とっさに室内をのぞいてみたところ、住人が倒れていることに気づき、119番通報をして救急車を要請し、幸いにも発見が早かったことから一命を取りとめたということがあります。今後もこのふれあい収集が福祉に寄与する事業であることを念頭に置いて、利用者の期待に応えるべく事業に取り組んでまいりたいと思います。

また、学校収集につきましては、廃食用油の回収と資源化の実施可能性について検討を重ね、両市教育委員会の協力を得て、両市の小中学校全23校の給食から排出される廃食用油の適正な資源化を行うべく、本年4月1日より職員による回収を開始いたしました。回収された廃食用油は、主に工業用インクの原料として再利用されております。今後は、学校から排出される廃食用油以外の資源物についても回収を検討し、リサイクルを推進する事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○黒須大一郎議長 管理者提出議案の総括説明並びに行政報告が終わりました。



◎議案第6号の内容説明

○黒須大一郎議長 日程第10、議案第6号 蓮田白岡衛生組合監査委員の選任についての件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、遠藤誠議員の退席を求めるところでございしますが、本人欠席のため議事を進めさせていただきます。

管理者から内容説明を求めます。

中野管理者。

○中野和信管理者 議案第6号 蓮田白岡衛生組合監査委員の選任につきましてご説明を申し上げます。

監査委員は、組合同規約第12条第1項において2名を置くことになっております。そのうち議会選出の監査委員、興淳明氏が平成25年6月6日に辞職されたため、後任といたしまして遠藤誠氏を選任いたしたく、議会のご同意をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○黒須大一郎議長 説明が終わりました。



◎議案第6号に対する質疑

○黒須大一郎議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、森議員。

○3番 森 伊久磨議員 本議案、遠藤氏を監査委員に推薦ということでございますが、前回の議事録を見させていただいたのですけれども、3月定例会の。不応招議員ということで遠藤氏はなっているわけですが、この不応招であるというのはどういったことなのか。本日も欠席ということでもありますね。特別な事情がある。

○黒須大一郎議長 千代事務局長。

○千代康弘事務局長 ご家族の関係で、体調の悪いご家族がいらっしゃるということで、今日は申しわけないのですけれども、お休みさせていただきたいという文面の欠席届が出ております。

○黒須大一郎議長 3番、森議員。

○3番 森 伊久磨議員 前回もそうだったと。

○黒須大一郎議長 千代事務局長。

○千代康弘事務局長 前回もそういう欠席届をいただいたところでございます。

○黒須大一郎議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。



◎討 論

○黒須大一郎議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。



### ◎採 決

○黒須大一郎議長 これより採決に入ります。

議案第6号 蓮田白岡衛生組合監査委員の選任について、本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒須大一郎議長 起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定しました。



### ◎議案第7号の内容説明

○黒須大一郎議長 日程第11、議案第7号 蓮田白岡衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

朗読を省略して、内容説明を求めます。

千代事務局長。

○千代康弘事務局長 蓮田白岡衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

本議案は、病気休暇制度の見直しに伴い、病気休暇の取り扱いと骨髄移植に係る特別休暇の取り扱いについて必要な改正を行うものでございます。

今回の改正といたしまして、第5条については、平成21年3月に1週間の勤務時間の改正に係る特別休暇の見直しに伴い、本来削除すべきであった「及び第14条第4項第2号」の文言の削除を行うとともに、「割振り」を平仮名の「り」を入れた「割り振り」へと改めるものでございます。

次の第13条第2項については、病気休暇の期間について、公務または通勤による負傷、疾病の場合、その他の規則で定める場合の休暇期間を除き、連続90日までと規定するものです。

また、第14条第20号については、去年の人事院規則の改正により骨髄移植に係る特別休暇において、末梢血幹細胞移植のための休暇が追加されたことによる改正であります。

以上でございます。

○黒須大一郎議長 説明が終わりました。



◎議案第7号に対する質疑

○黒須大一郎議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、菱沼議員。

○7番 菱沼あゆ美議員 この骨髄の移植のため、または末梢血幹細胞移植のためということで職員の方がお休みになられたことは、過去にはあったのでしょうか。

○黒須大一郎議長 千代事務局長。

○千代康弘事務局長 ございません。

○黒須大一郎議長 ほかに質疑はありませんか。

5番、中野議員。

○5番 中野政廣議員 7号議案についてなのですが、これは蓮田の市議会でも議案が出ておりまして、可決しておらないのですけれども、これは衛生組合のほうが先に可決してしまってよろしいのですか。その確認をお願いします。

○黒須大一郎議長 千代事務局長。

○千代康弘事務局長 蓮田市の市議会でも、あす議案として上程される予定なのですけれども、本来組合議会も両市議会が終わってから開催されるべきところではあるのですが、両正副管理者及び両市議会事務局と日程等調整を十分重ねたところではあるのですけれども、本日の日程ということに相なりました。

○黒須大一郎議長 5番、中野議員。

○5番 中野政廣議員 そうした場合、例えば蓮田市議会本会議で否決された場合にはどうなるのですか。

○黒須大一郎議長 千代事務局長。

○千代康弘事務局長 組織が別でございますので、組合で可決されれば、組合のほうの……

〔「問題ないってことですか」と言う人あり〕

○千代康弘事務局長 問題はないということに相なります。

○黒須大一郎議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。



◎討 論

○黒須大一郎議長 これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。



◎採 決

○黒須大一郎議長 これより採決を行います。

議案第7号 蓮田白岡衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒須大一郎議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第8号の内容説明

○黒須大一郎議長 日程第12、議案第8号 蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

朗読を省略して、内容説明を求めます。

千代事務局長。

○千代康弘事務局長 蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本議案は、病気休暇制度の見直しに伴い、病気休暇に係る給与の減額と労働基準法の趣旨を鑑みて、勤務1時間当たりの給与額の算出の取り扱いに必要な改正を行うものです。

今回の改正といたしましては、第11条において、公務及び通勤での負傷、疾病を除き、結核性疾

患に係る特別休暇の期間がほかの一般の病気休暇と同様に90日までとなるため、結核患者に係る規定を削除し、90日を超えて引き続き病気休暇により勤務しないときの給料を日割り計算に改めるものです。

また、第19条においては、勤務1時間当たりの給与額の算出において、労働基準法の趣旨に鑑みて、祝日に当たる日数を除いて算出する形に改めるものでございます。

以上でございます。

○黒須大一郎議長 説明が終わりました。



◎議案第8号に対する質疑

○黒須大一郎議長 これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。



◎討 論

○黒須大一郎議長 これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。



◎採 決

○黒須大一郎議長 これより採決を行います。

議案第8号 蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒須大一郎議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の内容説明

○黒須大一郎議長 日程第13、議案第9号 蓮田白岡衛生組合職員の給与の臨時特例に関する条例の件を議題とします。

朗読を省略して、内容説明を求めます。

千代事務局長。

○千代康弘事務局長 蓮田白岡衛生組合職員の給与の臨時特例に関する条例につきましてご説明申し上げます。

本議案は、平成24年4月から平成26年3月までの2年間実施されている国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの特例期間において、職員の給与の減額支給措置を実施するため、この条例を制定するものでございます。

今回の制定といたしまして、まず第1条として趣旨を定め、第2条においては一般職職員の職務の級に応じて、職務の級が2級以下の職員については100分の3.7、3級から6級までの職員については100分の4.2、7級以上の職員については100分の4.7を減額するものです。職員全体としての平均減額率は4.2%となります。

次の第2項第1号については、地域手当に係る減額措置を規定したもので、第1項に定める率をそれぞれの職務の級に応じて減額するものです。

次の第2号のアからウについては、退職者に対しての減額措置について定めるものでございます。

次の第3項については、特例期間における時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当の1時間当たりの給与額の算出に当たり、それぞれの職務の級に応じて減額されて、給与により算出することを定めたものです。

第3条、第4条においては介護休暇、部分休業のため勤務しない時間において給与の減額をする場合の1時間当たりの給与額の算出について、減額率に基づき算出すると定めたものです。

施行期日については、7月1日から適用するものです。

以上でございます。

○黒須大一郎議長 説明が終わりました。



◎議案第9号に対する質疑

○黒須大一郎議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、栗原議員。

○11番 栗原 勇議員 第2条の(1)、その職務の級が2級以下の職員は100分の3.7とありますが、これは減額率ですね。減額の金額、平均は幾らになりますか。

○黒須大一郎議長 千代事務局長。

○千代康弘事務局長 2級の職員につきましては、月額7,702円、9カ月で6万9,318円になります。もう一度申し上げます。2級の職員につきましては、月額7,702円、9カ月で6万9,318円でございます。

○黒須大一郎議長 11番、栗原議員。

○11番 栗原 勇議員 (2)、(3)についても同じように額をお願いします。

○黒須大一郎議長 千代事務局長。

○千代康弘事務局長 3級から6級までの平均の減額の金額でございますが、対象者は31人になりますが、月額で1万5,362円、9カ月で13万8,258円。もう一度申し上げます。月額で1万5,362円、9カ月で13万8,258円。7級以上の職員なのですが、1名でございます。月額2万1,157円、9カ月で19万413円。もう一度申し上げます。月額で2万1,157円、9カ月で19万413円でございます。

○黒須大一郎議長 11番、栗原議員。

○11番 栗原 勇議員 同じく第2条の2のところですか。その下の(2)でアイウとありますね。このアイウの中身がよくわからないので、これは休職者ということですが、詳しくお願いします。

○黒須大一郎議長 千代事務局長。

○千代康弘事務局長 第2条第2項の(2)、給与条例第14条第1項から第4項までということですが、これは休職者の給与の取り扱いについてうたっているものでございまして、アにつきましては公務上の負傷と疾病に係る規定でございます。イにつきましては、結核関係の疾病についての、また本来の休職者の給与の関係のものでございます。ウにつきましては、刑事事件等に起訴された場合の職員に対しての減額の規定になっております。

以上でございます。

○黒須大一郎議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

---

◇

◎討 論

○黒須大一郎議長 これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

11番、栗原議員。

○11番 栗原 勇議員 議案第9号及び議案第11号、まだ上程されておられませんけれども、その2つについて反対の立場から討論をします。

この条例は、本年7月1日から来年3月の31日までの9カ月間、職員はその職務の級に準じて給与月額を3.7%、4.2%、4.7%減額することとし、それを地域手当などにも波及させるものです。なぜこの時期にこのような削減をしなければならないのでしょうか。

国は、今年度の地方交付税の算定に当たり、国家公務員給与削減の特例に準じて、地方公務員も給与削減をすべきとのことで、地方交付税の減額を打ち出しました。そもそも地方公務員は労働基本権が制約されるため、毎年秋にある人事委員会の勧告を踏まえて給与が決まるのが原則であります。その原則を壊すものであります。また、全国知事会など地方六団体は、1月、共同声明を発表しました。一部紹介しますと、そもそも地方公務員の給与は公平、中立な知見を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき地方が自主的に決定すべきものであり、国が地方公務員の給与削減を強制することは地方自治の根幹にかかわる問題である。ましてや、地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方の固有財源という性格を否定するものであり、断じて行うべきではないとしています。

今回の給与削減は、子供の教育費や住宅ローンを抱えている場合など直接生活に影響が及ぶ職員も多いと思います。また、単に職員の給与が引き下がるだけでなく、労働者全体の賃金水準を押さえ込むことにつながります。既に小麦粉、大豆、食用油など輸入製品が値上がりし、家計に影響を与えています。このような時期に給与削減を行うのは、生活実態を全く無視するものです。

以上の理由から、議案第9号に反対いたします。

○黒須大一郎議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

1番、山口議員。

○1番 山口博史議員 私は、議案第9号 蓮田白岡衛生組合職員の給与の臨時特例に関する条例につきまして、賛成の立場から討論いたします。

国からは、地方公共団体に対しまして、東日本大震災を契機として防災、減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが国の課題となっていることから、迅速かつ的確に対応するため、地方公務員の給与についても速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請されているところでございます。

そこで、蓮田白岡衛生組合では、蓮田市に準じて給与支給を行っている現状にあることから、このたび蓮田市において実施予定で、国の減額支給措置を踏まえて計算された蓮田市のラスパイレス指数をもとに算出した給与削減率に合わせ、職員給与並びに職員手当等の支給率の削減を行うものでございます。確かに職員給与は生活給であるので、この給与カットは職員に対して大変厳しい措置であることは十分に理解しております。職員の給与削減を前提にして地方交付税が削減されることにより、市民の皆様への負担をなくすために、県や近隣市町も同時期に給与カットを実施するという情勢等から判断して、本条例の制度はやむを得ないものと判断されるものでございます。従いまして、私は本案に賛成の意を表します。

以上です。

○黒須大一郎議長 次に、反対討論の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 これをもって討論を終了します。



◎採 決

○黒須大一郎議長 これより採決を行います。

議案第9号 蓮田白岡衛生組合職員の給与の臨時特例に関する条例について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○黒須大一郎議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の内容説明

○黒須大一郎議長 日程第14、議案第10号 管理者等の報酬の臨時特例に関する条例の件を議題とします。

朗読を省略して、内容説明を求めます。

千代事務局長。

○千代康弘事務局長 管理者等の報酬の臨時特例に関する条例につきましてご説明申し上げます。

本議案は、平成24年4月から平成26年3月までの2年間実施されている国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの特例期間において一般職員の給与

減額措置が実施されることから、管理者及び副管理者の報酬について減額支給措置を実施したく、この条例を制定するものでございます。

今回の制定といたしまして、まず第1条として、報酬の支給を規定している蓮田白岡衛生組合の議会の議員及び特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の特例を定めるものです。

第2条につきましては、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間において、管理者及び副管理者の報酬に対して報酬額に100分の5を乗じて得た額に相当する額を減額するものです。

施行期日につきましては、7月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

○黒須大一郎議長 説明が終わりました。



◎議案第10号に対する質疑

○黒須大一郎議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。



◎討 論

○黒須大一郎議長 これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。



◎採 決

○黒須大一郎議長 これより採決を行います。

議案第10号 管理者等の報酬の臨時特例に関する条例について、原案のとおり決定することに賛

成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒須大一郎議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時30分

○黒須大一郎議長 それでは、再開いたします。

現在員11名。



◎議案第11号の内容説明

○黒須大一郎議長 日程第15、議案第11号 平成25年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第1号）についての件を議題とします。

朗読を省略して、内容説明を求めます。

千代事務局長。

○千代康弘事務局長 平成25年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,485万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,070万2,000円とするものでございます。

それでは、2ページをお開きください。まず、債務負担行為の補正でございます。庁用で使用する事務機器に不足が生じているため、パソコン7台の賃貸借に要する費用及び期間の債務負担行為を定めるものでございます。内容につきましては、説明書の事項別明細書によりご説明申し上げたいと思います。

続きまして、4ページの歳入でございますが、5款諸収入、2項1目雑入につきましては、平成25年3月13日に発生した粗大ごみ処理施設の爆発事故に伴う公有建物災害の共済に1億9,485万円を計上するものです。

次に、5ページの歳出につきましてご説明申し上げます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、1節報酬ですが、管理者等の報酬の臨時特例に関する条例の制定に伴い、管理者及び副

管理者の報酬を減額するものです。

次の2節給与及び3節職員手当等につきましては、職員の給与の臨時特例に関する条例の制定に伴い、職員給与につきましては給与月額及び職員手当等を減額するものです。

次に、2目財産管理費、13節委託料の場内環境保全業務委託料につきましては、当組合場内の除草及び立ち木の剪定業務委託で、既に契約が確定したことによる執行残を減額するものです。

次の14節使用料及び賃借料につきましては、本年4月よりごみ処理施設の夜勤業務を全面委託したことにより、これまで夜勤業務に携わっていた職員及びリサイクルプラザの職員の事務執行に要するパソコンが不足していることから、新たにパソコン7台をリースするための費用をお願いするものでございます。

次に、3款衛生費、1項清掃費、2目じん芥処理費、13節委託料のごみ処理施設機器保守点検業務委託料につきましては、業務が確定したことによる執行残を減額するものであります。ガラス等処分業務委託料につきましては、3月13日に発生しました粗大ごみ処理施設の爆発事故に伴い、本来プラントで処理していた資源ごみの袋を破く作業、選別作業を人の手により行うことになり、その業務をシルバー人材センターへ委託するための費用をお願いするものでございます。

最後に、15節工事請負費の粗大ごみ処理施設爆発事故対応工事につきましては、爆発事故で損傷しました機械設備及び建屋の補修工事でございます。窓枠アルミサッシ補修工事、防護フェンス補修工事、爆風放散等ゴムシート補修工事、粗大ごみ処理施設本体補修工事、吸気ファン補修工事に要する費用でございます。

以上で説明を終わります。

○黒須大一郎議長 説明が終わりました。



◎議案第11号に対する質疑

○黒須大一郎議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、森議員。

○3番 森 伊久磨議員 今回この共済金、爆発による共済金の歳入歳出ということで、これはちなみに全額、今回の工事に係る全額が共済金としておりてくると。

○黒須大一郎議長 千代事務局長。

○千代康弘事務局長 財団法人全国自治協会を通じて加入している建物災害共済というものなのですが、爆発による場合は損害額が2億円という形で上限ということにされておまして、保険の考え方でいきますと、建設当初の費用で試算され、設置時の価格が認定されるということでありまして、

その場の部品調達とか物価の高騰とか、そういうことが見られての保障はされないということはあるのですが、現段階での査定では大半が保障され、見込みということでの一時的な対応ですけれども、今後の工事の確定、契約金額が確定した時点で、それが保険金額ということになってきますので、現段階ではおおむね大半が保険の中で収まるという形でございます。

以上です。

○黒須大一郎議長 3番、森議員。

○3番 森 伊久磨議員 ちなみに、この共済金の掛金というのは、歳出の項目をちょっと見させてもらったのですが、どれだけかわからなかったのですけれども、共済の掛金というのはどのぐらい。

○黒須大一郎議長 黒崎課長。

○黒崎 晃庶務課長 昨年度の実績で申し上げます。

組合全体の共済金の掛金としては178万2,465円です。復唱します。178万2,465円。

以上です。

○黒須大一郎議長 3番、森議員。

○3番 森 伊久磨議員 これは、25年度の一般会計予算の中のどの部分にその金額が載っているのですか。

○黒須大一郎議長 黒崎庶務課長。

○黒崎 晃庶務課長 予算項目で申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、2目財産管理費、12節の役務費の火災保険料ということで計上させていただきます。

○黒須大一郎議長 ほかに質疑はありませんか。

5番、中野議員。

○5番 中野政廣議員 歳出の5ページなのですが、衛生費の中の13節委託料、この中のガラス等処分業務委託料とあるのですが、これについてはシルバー人材を使うというお話がありましたけれども、これは臨時的なものとして使われるのですか。これはずっとこういう形でこうなるのでしょうか。

○黒須大一郎議長 千代事務局長。

○千代康弘事務局長 本来であれば、この粗大ごみ処理施設が動いていればこのようなことはなかったのですが、主に飲料用缶というのが、蓮田ですと水曜日前後にビニールに入れられて、こちらへ持ってこられるわけなのですが、本来であればビニールに入ったまま飲料缶はその施設のほうに流せたのですが、それが稼働しないがために、その袋を破いて缶を別に寄せて、その作業が人の手による仕事でございまして、おおむねこの復旧工事が終わるまでの間、シルバー人材センターさんに週3日なのですけれども、来ていただいて、作業していただいております。そんな内容でございま

す。

○黒須大一郎議長 5番、中野議員。

○5番 中野政廣議員 ということは、一時的なものとして考えてよろしいわけですね。

○黒須大一郎議長 千代事務局長。

○千代康弘事務局長 一時的なものでございます。

○黒須大一郎議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。



#### ◎討 論

○黒須大一郎議長 これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

11番、栗原議員。

○11番 栗原 勇議員 先ほど議案第9号のときに理由は申し上げました。それとの関連で11号は補正予算を組まれておりますので、そういう立場から反対であります。

以上です。

○黒須大一郎議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

1番、山口議員。

○1番 山口博史議員 先ほどの議案第9号の賛成討論に基づきまして、その関連がありますので、こちらの議案も賛成ということでございます。

○黒須大一郎議長 次に、反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 これをもって討論を終了します。



#### ◎採 決

○黒須大一郎議長 これより採決を行います。

議案第11号 平成25年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第1号）について、本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○黒須大一郎議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時50分

○黒須大一郎議長 再開します。

現在員11名でございます。



◎副管理者の挨拶

○黒須大一郎議長 ここで、副管理者から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許可します。

小島副管理者。

○小島 卓副管理者 それでは、閉会前に一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成25年第2回蓮田白岡衛生組合議会定例会のご案内を申し上げますところ、議員の皆様方におかれましては大変お忙しいところご出席を賜り、ご提案申し上げます各議案につきまして慎重にご審議を賜りまして、ご可決、決定いただいたことにつきまして、厚く御礼を申し上げます次第でございます。

今後とも職員ともども住民サービスを第一に考え、生活環境のさらなる向上を目指しまして職務に精励し、努力して参りますので、議員の皆様方のご指導、ご協力、ご鞭撻を心からお願いを申し上げます。閉会前のご挨拶に代えたいと思います。

本日はありがとうございました。



◎閉会の宣告

○黒須大一郎議長 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は終了しましたが、閉会してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長　ご異議なしと認めます。

これをもって平成25年第2回蓮田白岡衛生組合議会定例会を閉会とします。

ご苦労さまでした。

閉会　午前10時52分